

古平町介護サービス事業経営戦略

団 体 名 : 古平町

事 業 名 : 介護サービス事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態等

①事業の現況

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適	事業開始年月日	平成12年4月1日
事業の内容	老人デイサービスセンター	指定管理者制度導入 状	代行制
職 員 数	10 人		
うち 常勤医師数	人	理学療法士又は作業療法士	人
看護職員数	3 人	事務職員	1 人
介護職員数	5 人	その他職員	1 人
介護支援専門員数	人		

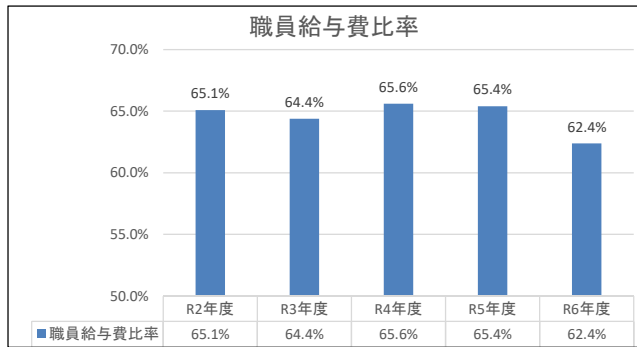
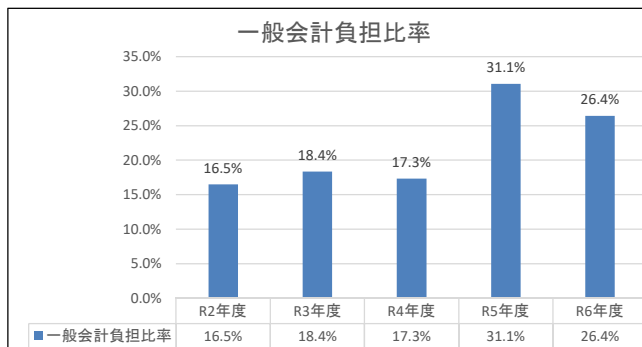
②施設

施 設 数	1	定 員	18 人
延 床 面 積	1,517 m ²	居 室 床 面 積	m ²
サ ー ビ ス 日 数	257 日	年 延 利 用 者 数	2,855 人

(2) 現在の経営状況

デイサービス事業は、平成18年度から指定管理者制度(代行制)を導入し運営しており、令和元年(平成31年)度から利用定員18名以下の地域密着型通所介護へ移行しました。
 歳入は、介護サービス収入(介護給付費収入、自己負担金収入)及び一般会計繰入金であり、介護サービス収入は減少傾向にあります。一方、歳出(費用面)は、事業を運営している施設の管理及び事業の運営に係る経費であり、人件費(職員給与費)が全体の65%前後で推移しており、割合が最も多い状況にあります。また、人件費はサービスの充実と質の向上のために必要な経費と考えられます。また、赤字の補填につきましては、他事業の黒字分と一般会計からの繰入を行っています。

	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
歳入					
介護サービス収入 ①	32,419	32,405	33,721	33,277	31,877
介護給付費収入 ②	27,069	26,458	27,880	22,937	23,450
自己負担金収入	23,133	22,701	24,004	19,601	20,035
介護サービス外収入 ③	3,936	3,757	3,876	3,336	3,415
一般会計繰入金	5,350	5,947	5,841	10,340	8,427
繰越金	4,766	5,947	5,841	10,340	8,427
繰入金	0	0	0	0	0
道補助金	584	0	0	0	0
歳出	31,835	32,405	33,721	33,277	31,877
通所介護事業費	31,835	32,405	33,721	33,277	31,877
役員費	0	0	0	0	0
指定管理料 ④	31,835	32,405	33,721	33,277	31,877
職員給与費 ⑤	20,724	20,862	22,124	21,761	19,886
給料	11,556	11,296	9,489	8,635	6,256
職員手当	2,964	3,165	2,131	2,253	1,678
共済費	2,964	2,944	3,226	3,127	2,821
賞金	3,240	3,457	7,278	7,746	9,131
報償費	0	4	5	3	4
旅費	3	0	0	0	1
需用費	3,740	4,417	4,314	4,659	4,830
役員費	270	208	259	220	220
委託料	6,912	6,720	6,829	6,422	6,746
使用料及び賃借料	174	174	174	182	184
負担金補助及び交付金	0	0	0	10	5
公課費	12	20	16	20	1
備品購入費	0	0	0	0	0
収益的収支 (①/②×100)	0	0	0	0	0
職員給与費比率 (⑤/④×100)	65.1%	64.4%	65.6%	65.4%	62.4%
一般会計負担比率 (③/①×100)	16.5%	18.4%	17.3%	31.1%	26.4%



※委託料(指定管理料)に占める職員給与費の割合

(3) これまでの主な経営健全化の取組

デイサービス事業は平成18年度から指定管理者制度を導入し、令和元年(平成31年)度からは利用定員18名以下の地域密着型通所介護へ移行し、算定単位数の改善など経営の健全化を図っています。
 また、居宅介護支援事業所のケアマネジャーに利用者に対する満足度調査を実施し、サービス提供内容の改善や利用稼働率の向上、職員の資質の向上に努め、地域福祉の向上と利用者や家族に寄り添った視点からサービス提供を行うよう取り組んでいます。

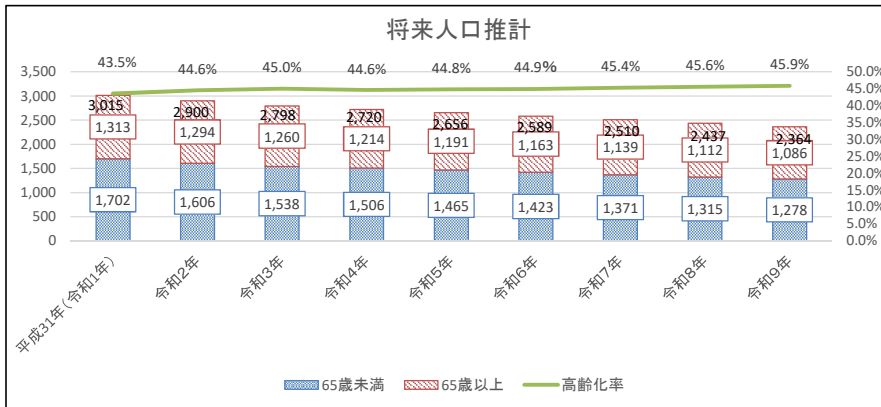
2. 将来の事業環境等

(1) 介護保険サービス事業における主な取組

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするためには、デイサービス事業の役割は大きく、当事業所において隣接するショートステイ利用者の中での交流利用や身体障がい者のデイサービス利用など幅広く事業展開しています。今後も多様化するニーズに対応するため、継続して安定した介護サービスが提供できる体制の整備に取り組みます。

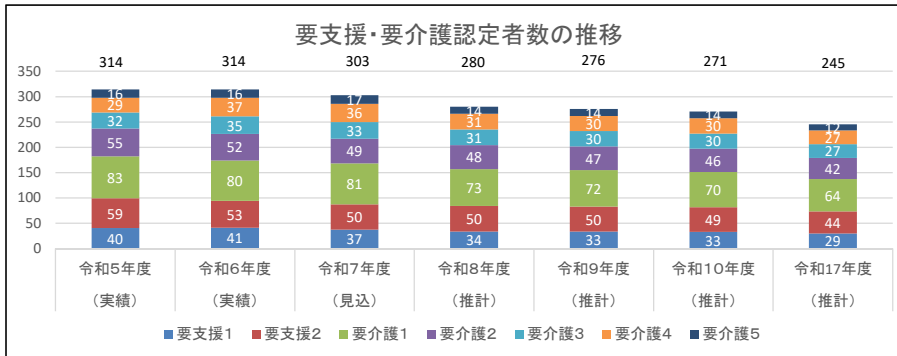
(2) 高齢者人口等の予測

本町の人口は、令和7年は2,510人となり、令和9年には2,364人まで減少する見込みですが、65歳以上の高齢者人口は緩やかな減少となります。高齢者人口の減少幅に比べ、総人口の減少幅が大きいため高齢化率は今後も増加を続け、令和7年は45.4%、令和9年には45.9%まで上昇する見込みとなっています。



(3) 介護需要の予測

高齢者人口が年々減少している中、要支援・要介護認定者数はこれまでほぼ横ばいに推移していましたが、今後、高齢者人口の減少と同様に介護認定者数が減少していくことが見込まれるため、介護サービス全体の需要については徐々に低下していくことが予測されます。また、単身や高齢者夫婦のみの世帯割合が多く、今後も在宅介護が困難な要介護認定者が増えることが予測されており、介護度に関らず施設入所希望者の増加が見込まれます。



(4) 施設の見通し

当該施設は、平成8年に建築されてから30年が経過しており、老朽化が進行していることから、令和8年度に実施設計の上、必要な修繕、改修を行い、施設の長寿命化を図ります。

(5) 組織の見通し

デイサービス事業を運営している指定管理者においては、他に短期入所生活介護(ショートステイ)事業や訪問介護(ホームヘルプ)事業、居宅介護支援事業等も運営しており、地域福祉の向上と利用者や家族に寄り添った視点からサービス提供を行うよう努めています。今後も継続的・安定的にサービスを提供していくため、必要な人材の確保や利用規模に合った人員の適正配置等について、指定管理者と定期的に情報共有を図り、経営の効率化・健全化を図っていくこととします。なお、デイサービス事業は引き続き指定管理者制度による運営を行います。今後も安定した介護サービス提供体制を確保できるよう、指定管理者や関係機関と連携を図っていきます。

3. 経営の基本方針

令和8年3月現在、町内の通所介護(デイサービス)事業所は地域密着型2ヶ所(当事業所、機能訓練特化型)、認知症対応型1ヶ所、共生型1ヶ所の4事業所がありますが、地域密着型1ヶ所は機能訓練に特化したサービス提供を行い入浴することはできず、共生型は事業対象者及び要支援認定者は利用することができません。さらに令和8年3月末には認知症対応型が廃止されます。その中で、利用者を限定することなく幅広い利用者を対象としている当事業所の果たす役割は大きいと考えられます。多様化する介護需要に柔軟に対応するため、食事、入浴、その他必要な日常生活上の支援や機能訓練等幅広くサービスの提供ができるよう、人材確保や育成に注力し、サービスの質の向上を図ります。

また、民間事業者が参入しにくい地域であるため、公的デイサービスとしての役割も考慮しつつ、利用促進による収益増や運営コストの適正化(人員配置の適正化、業務改善等)に努めるなど、更なる経営の健全化を図ります。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1)投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 経営指標に係る数値目標

収入では、一般会計繰入金をできる限り圧縮するよう、減少傾向にあるデイサービス事業における利用率(令和6年度61.7%)の向上を図り、介護サービス収入を上げるための取り組みを強化します。一方、支出では、人員配置の適正化や業務改善等により運営コストの適正化に努めます。

② 収支計画のうち投資についての説明

古平町地域福祉センターの一部を利用してデイサービス事業は行われており、共有部分に関わる当該施設の修繕経費の一部を負担しています。

修繕や設備更新については、令和8年度に実施設計を行うこととします。

③ 収支計画のうち財源についての説明

収入については、介護サービス収入を基本とし、不足する額については一般会計繰入金を充てています。収入不足の削減には、利用率の向上を図ることが第一であるため、利用者増を目指してサービスの質向上や施設の運用方法の見直しを図ります。また、介護報酬の改定に注視しながら今後も安定的な運営ができるように取組みます。

④ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

指定管理を監督する立場から、運営コストの適正化等について指定管理者と協議し、継続的・安定的な経営を図ります。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資についての検討状況等

地域包括ケアシステムの構築に関する事項	住み慣れた地域で暮らし続けることができるようデイサービス事業を継続する意義・必要性は高く、在宅介護サービスの受け皿として役割を担っていきます。
施設等の統合・縮小・廃止に関する事項	介護サービスの必要量及び施設の利用状況や周辺環境等により、総合的に検討を行っていくこととします。
民間の活力の活用に関する事項 (PPP・PFI など)	指定管理者制度による運営を継続します。
その他	—

② 財源についての検討状況等

介護報酬の新たな加算の取得等に関する事項	新たな加算の取得など、増収手段の研究・検討を行っています。
利用状況に関する事項	利用率の向上による介護サービス収入増を図るため、サービスの質の向上に努めます。
資金管理・調達・繰入金に関する事項	利用率の向上による収益の確保とともに、人員配置の適正化、業務改善等による運営コストの適正化を図り、一般会計繰入金をできる限り縮小するように努めます。
資産の有効活用に関する事項	施設の長寿命化を図るため、令和8年度に実施設計を行います。
その他	—

③ 投資以外の経費についての検討状況等

民間の活力の活用に関する事項 (指定管理者制度、PPP・PFI など)	指定管理者制度による運営を継続します。
職員給与費の適正化に関する事項	介護保険法に基づく人員基準を満たしていますが、介護サービス事業は人的依存度の高い事業であり、人材確保・育成は最重要課題であると考えられます。そのため、指定管理者と協議し、職員給与費の適正化に努めます。
組織体制の効率化に関する事項	常に法改正等に注視しながら組織体制の効率化について検討します。
その他	—

④ 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	令和8年3月現在、町内の通所介護(デイサービス)事業所は当事業所を含め4事業所がありますが、要支援認定者や事業対象者が食事や入浴、交流等を目的に利用可能な通所介護事業所(デイサービスセンター)は当事業所のみであるため、当事業所の果たす役割は大きいと考えられます。
公営企業として実施する必要性	高齢者人口が年々減少している影響で介護認定者数も徐々に減少しており、将来的にも減少していくことが見込まれます。 また、民間の参入や移譲は難しく、地域に一定程度の介護サービスの提供が必要であるため公営企業として実施する必要性が高いと思われます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	投資・財政計画については、介護報酬や事業の実施方法の改定時等、必要に応じて見直しすることとします。
---------------------	---